

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構 会 員 規 程

平成23年10月 4日制 定

平成24年 9月13日一部改正

平成25年 5月28日 〃

平成26年 5月26日 〃

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構(以下「機構」という。)定款第47条に基づき、会員に関することを定める。

(会 員)

第2条 機構の目的に賛同し、後援する個人又は団体を会員とする。

(会員の種類)

第3条 会員は団体会員(法人を含む)及び個人会員の2種類とする。

(入 会)

第4条 機構の会員になろうとするものは、別紙様式1に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(退 会)

第5条 会員はいつでも別紙様式2に定める退会届書を機構に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3 会員が死亡若しくは解散したときは自動的に退会したものとみなす。

4 会員が正当な理由がなく会費を2年以上納入しないときには自動的に退会したものとみなす。

(除 名)

第6条 機構は、会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、機構は、その理事会の開催の日の10日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 機構の事業を妨げ、又は機構の名誉をき損する行為をしたとき。

(2) 定款又は理事会及び評議員会の議決を無視する行為をしたとき。

(会 費)

第7条 会費は、団体会員は1口1万円、個人会員は1口5千円とする。ただし、団体会員及び個人会員ごとの会費の額は、合併前の(社)海と渚環境美化推進機構のそれを引継ものとする。

(会費の納入)

第8条 会員は、入会するときに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

(届 出)

第9条 会員は、その氏名又は住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地若しくは代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく機構にその旨を届出するものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(施行細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月4日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年9月13日から施行し、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の設立の登記の日（平成25年4月1日）より適用する。

附 則

この規程は、平成25年5月28日から施行し、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構の設立の登記の日より適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

入会申込書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

理事長 殿

貴機構の趣旨に賛同し、下記により入会を申し込みます。

住 所

団体名

代表者氏名
又は氏名

㊟

記

1. 年会費 口 円 (団体会員1口1万円)
(個人会員1口5千円)
2. 事務担当者
 - ① 所属部課名
 - ② 役職・氏名
 - ③ 電話番号
 - ④ F A X 番号

(注) 1. 団体、会社、地区漁協等の場合は事務担当者をご記入下さい。
2. 個人の場合は電話番号及びF A X 番号のみをご記入下さい。

退会届書

平成 年 月 日

公益財団法人 海と渚環境美化・油濁対策機構

理事長 殿

貴機構より退会したくお届けいたします。

住 所

団体名

代表者氏名

又は氏名

印

電話番号

F A X 番号